

令和2年（ネ）第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

準備書面（6）

2021年（令和3年）5月21日

福岡高等裁判所第1民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄 外

第1 被控訴人佐世保市（控訴）準備書面2について

控訴人らが生業訴訟などの判決を用いて主張しているのは、被侵害利益である控訴人らの「自己が選択した土地で継続的かつ平穩に生活し、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」が、人格権の内容として憲法上保障される権利であるということである。

これに対し、被控訴人佐世保市は、控訴人らが生業訴訟判決に触れてこうばる住民らの平穩生活権を主張していることについて、本件とは全く前提が異なると主張する。被控訴人佐世保市は、その理由を、「平穩生活権侵害」といえるためには、受忍限度を超えるような違法な侵害の発生が前提となるが、本件は土地収用法に基づく適法な収用

であるためと主張する。

しかし、まず、控訴人らの主張は上記のとおり、控訴人らの被侵害利益が憲法上保障される権利であるという点であるから、この被控訴人佐世保市の主張は控訴人らの主張に対する反論となっていない。

なお、上記権利が存在することに加え、平穩生活権侵害が認められることについてはすでに主張のとおりである。治水・利水の両面で石木ダム建設工事の必要性が認められないことを理由に侵害行為の公共性ないし公益上の必要性がないことや、侵害行為の開始からその後の経過、被害防止に関する措置の内容等を考慮しても、受忍限度を超えるような違法な侵害が生じており、本件石木ダム建設工事によって控訴人らの平穩生活権の侵害が生じる。

第2 被控訴人長崎県準備書面（2）について

1 権利の特定性・排他性について

被控訴人長崎県は、控訴人らが主張する権利について、差止請求の根拠となりうるだけの特定性・排他性を有するものと言えるかは明らかではないと主張する。

しかし、権利の特定性・排他性について問題となるのは、その権利が侵害された際の救済方法・範囲が問題となる場合である。

控訴人らが主張する人格権としての平穩生活権が本件石木ダム建設工事によって侵害されること、その侵害の態様は控訴人ら準備書面（2）で主張しており明確に特定されている。そして、その救済方法・範囲は、石木ダム建設工事の差し止めであり、明らかである。

2 「通常受ける損失」の主張について

被控訴人長崎県は、土地収用法88条および最判昭和63年1月21日を適示し、土地収用法の補償の対象は「通常受ける損失」のみで

あり、それは、「客観的社会的にみて収用に基つき被収用者が当然に受けるであろうと考えられる経済的・財産的な損失をいうと解するのが相当であつて、経済的価値でない特殊な価値についてまで補償の対象とする趣旨ではない」と主張する。そして、これを理由に、控訴人らの主張が失当であると主張する。

しかし、この、被控訴人長崎県の主張は、控訴人らの主張を正解しておらず、正鵠を射ていない。控訴人らは、控訴人らの平穩生活権が補償すらされぬまま奪われることが問題であると主張しており、翻つて、平穩生活権は収用されていないのであるから、その権利に対する侵害については差止を求め得るのは当然の帰結であると主張している。

対して、被控訴人長崎県の主張は、土地収用法の補償の範囲を述べるだけで、補償の対象外である権利に基づく差止請求が認められるという控訴人らの主張に対する反論とはなっていない。

第3 土地収用法が本件のような事態を想定していないこと

被控訴人らは、石木ダム事業が事業認定されていることから、事業認定された事業について民事差止請求を認めることは、土地収用法という法体系を否定するものであると主張する。

この点、土地収用法が制定されたのは昭和26年であるが、その当時、土地収用法が想定していたのはせいぜい土地所有権といった私有財産の収用であり、それ以外の権利について考慮に入れなければならないということ自体が想定されていなかった。

その後、精神的人格権の存在が理解されるようになり、今日に至って、裁判例においても憲法上保障される権利として確立した（この経緯については、控訴理由書5頁以下で詳述している）。

しかしながら、事業認定の場面で、土地収用法は、これらの精神的

人格権といった権利を適切に考慮していない。少なくとも、本件石木ダム事業において、控訴人らの平穩生活権の存在は考慮されていない。

これは、明らかな法の欠缺であり、それにより違法に侵害される控訴人らの権利を保護するため、差止請求が認められることは改めて言うまでもない。

以上